令和９年度
保育所入所案内

※記載内容については、令和８年９月 10 日現在のものです。

目次

１．支給認定区分・保育を必要とする事由・保育時間について 2
２．保育所とは 3
３．町内の保育所 3
４．入所できる要件 4
５．入所申込みについて 4
６．申込み時に必要な書類について 5
７．入所年齢について 5
８．保育の実施期間 6
９．入所の承諾および通知について 6
10．退所の手続きについて 6
11．注意事項 6
12．保育料について 7
13．保育料の納付方法 8
14．その他 8

伯耆町役場　福祉課　子育て支援室
〒689-4133　伯耆町吉長 37 番地３
電　　話　0859-68-5533
ﾌｧｸｼﾐﾘ　0859-68-3866

１．支給認定区分・保育を必要とする事由・保育時間について

支給認定区分

『子ども・子育て支援新制度』では、就学前のお子さんの教育・保育を保障するために「給付制度」が導入されました。それに伴い、給付対象となる幼稚園・認可保育所・認定こども園・小規模保育園等の利用、入園を希望される方は町が定める基準のもとに「認定」を受けていただく必要があります。認定には１号認定から３号認定まで、３つの区分があり、お子さんの「保育の必要性の有無」「年齢」によって区分が異なります。

	３歳以上児	３歳未満児
保育が不要	１号認定 （幼稚園、認定こども園）	－
保育が必要	２号認定 （保育所、認定こども園）	３号認定 （保育所、小規模保育所）

＊２･３号認定を受けるには「保育を必要とする事由」が必要です。支給認定申請は保育園等申込みと同時に行います。

保育を必要とする事由

２・３号認定の方は、下記の保育を必要とする事由と保護者の状況に応じて保育所等の利用できる時間が「保育標準時間」と「保育短時間」の２種類に区分されます。就労の実態等に応じ必要な範囲で利用することができます。また、「保育標準時間」と「保育短時間」では、利用者負担額（保育料）はそれぞれ異なります。

保育を必要とする事由	保育時間区分
①就労（月 120 時間以上） ②妊娠・出産 ③災害復旧 ④虐待、DV	保育標準時間
⑤就労（月 48 時間以上～120 時間未満） ⑥継続的な求職活動 ⑦入所中の子が居る場合の育児休業中の継続利用	保育短時間
⑧就学（大学等に通っている場合） ⑨病気・障がい ⑩病人の看護等 ⑪その他	必要時間による

保育時間

【保育標準時間】

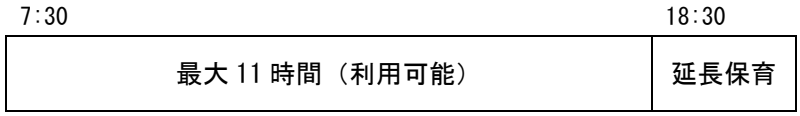

※あさひ保育所は１８:３０まで

【保育短時間】

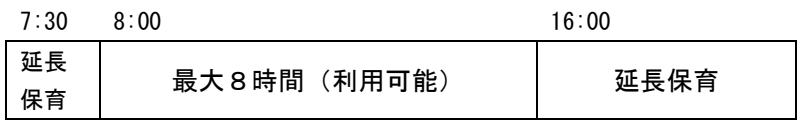

※あさひ保育所は１８:３０まで

※利用時間は施設によって異なります。「３．町内の保育所」で必ず確認をしてください。
※延長保育は別途利用料がかかります。

２．保育所とは

「児童福祉法」及び「子ども・子育て支援法」に基づき、保育所は、保護者（※注）が仕事や病気等の理由によって、家庭において保育することができない就学前の児童を対象に、保護者（※注）にかわり保育することを目的とした児童福祉施設です。

そのため、「集団生活に慣れさせるため」、「社会生活を身に付けるため」という理由では入所できませんので、ご注意ください。

また、入所後であっても、「保育を必要とする事由」に該当しなくなれば退所することになります。

（※注）保護者・・・児童の扶養義務者である「保護者」とは、生計を同じにする同居の父母や、父母に代わって児童を監護している祖父母等を指します。

３．町内の保育所

保育所名	定員（人）	乳幼児受入年齢	保育時間				
			区分	月～金曜日		土曜日	
				通常保育	延長保育	通常保育	延長保育
ふたば保育所 吉長 63-1 TEL68-2078	105	１歳～	標準時間	7:30～18：30	18:30～19:00	7:30～18：30	18:30～19:00
			短時間	8:00～16：00	7：30～8：00 16:00～19：00	8:00～16：00	7：30～8：00 16:00～19：00
あさひ保育所 真野 1262-1 TEL68-2076	45	１歳～	標準時間	7:30～18：30	－	7:30～12：30	－
			短時間	8:00～16：00	7：30～8：00 16:00～18:30	8:00～12：30	7：30～8：00
こしき保育所 大殿 2574 TEL68-2122	140	生後３か月～	標準時間	7:30～18：30	18:30～19:00	7:30～18：30	18:30～19:00
			短時間	8:00～16：00	7：30～8：00 16:00～19：00	8:00～16：00	7：30～8：00 16:00～19：00
溝口保育所 溝口 348 TEL62-1317	100	生後３か月～	標準時間	7:30～18：30	18:30～19:00	7:30～18：30	18:30～19:00
			短時間	8:00～16：00	7：30～8：00 16:00～19：00	8:00～16：00	7：30～8：00 16:00～19：00
こどもパル 大殿 1081-7 TEL39-8211	19	生後３か月～ ２歳児	標準時間	7:30～18：30	18:30～19:00	7:30～18：30	－
			短時間	8:00～16：00	7：30～8：00 16:00～19：00	8:00～16：00	7：30～8：00 16:00～18：30
二部保育所	休所						

- 定員には、継続入所児を含んでいます。
- 乳児（０歳児）の保育時間は、月～金 7：30～18：00、土曜 7：30～12：30 です。
- 保育時間は「保育標準時間(11 時間まで)」と「保育短時間(8 時間まで)」の２種あり、判定は下記４③に掲げる認定理由によります。保育料もそれぞれ異なります。
- 延長保育を利用する場合、事前に申請が必要です。また別途延長保育料がかかります。

４．入所できる要件

保育所に入所できる児童は以下の①～③の要件をすべて満たす児童です。

① 令和９年４月１日現在、伯耆町に住民登録をしている児童（保護者も伯耆町に住民登録していること）

② 各保育所の受入年齢以上で就学前の児童

③ 保護者が次のいずれかに該当し、家庭で保育することができない児童（該当する旨の証明書の提出が必要）

1. １月において、48 時間以上労働をすることを常態とすること
2. 妊娠中であるか又は出産後間がないこと（出産又は出産予定日の前後８週間）
3. 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること
4. 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること
5. 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること
6. 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること
7. 学校、専修学校、その他教育施設に在学（通学）していること
8. 職業訓練、指導員訓練ほか各種職業訓練中であること
9. 児童虐待や DV を受けている、あるいはそのおそれがあること
10. 育児休業中、入所済の育児休業の原因となる児童以外の継続入所が必要であること
11. 町長が認める上記１～10 に類する状態にあること

※育児休業終了日の１か月前から入所することができます。（育児休業からの復職に係る宣誓書の提出必要）ただし、申込後育児休業を延長された場合は入所取消となります。

※1 又は 6 において、就労予定の方や就労時間等が足りない方は、入所後速やかに就労条件を満たしていただくことが必要になります。就労条件を満たすことができない場合には、退所となります。

※基準に該当していても、定員等の状況により希望する保育所へ入所できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※４月１日までに伯耆町に転入される方は次の書類を提出してください。

・転入に関する同意書

・転入予定の住所がわかる書類（土地・家屋売買契約書の写し、賃貸契約書の写し等）

５．入所申込みについて

入所を希望される場合は、役場福祉課に必要書類を添えて申し込んでください。必要書類がすべて揃っていない場合には、受付できませんのでご注意ください。

●４月１日入所の申込み

４月１日入所の申込みは期間を定めて受付を行います。

令和９年度の受付期間：令和８年１０月１日（木）～１０月３０日（金）

●４月２日以降の入所申込み

入所希望月の２か月前から申込みを受け付けます。（随時）

●転入予定の方の入所申込み

町外から転入予定の方は、入所日までに転入する場合は申込み時点で伯耆町に住民登録がなくても申込みが可能です。ただし、入所が内定した場合でも、入所日までに転入（住民登録が完了）されない場合は、内定は無効となりますのでご注意ください。

６．申込み時に必要な書類について

保育所の入所申込みにあたっては、以下の①～③の書類と、該当の方は④～⑥の提出が必要です。
①・②は児童毎に各１部、③～⑥は各家庭１部ずつ提出してください。

① 施設型給付費･地域型保育給付費支給認定(変更)申請書兼保育所入所申込書
※入所中の兄弟姉妹がいる場合、申請者は入所中の兄弟姉妹と同じ方を記入してください。

② 面接調査票

③ 保育が必要な事情に該当する証明
※父母及び同居の世帯員全員分必要です。
※令和９年４月１日時点で満 65 歳以上の方、児童の兄弟姉妹等で学生の方は提出不要です。

保育が必要な事情	確認に必要な書類
就労（月 120 時間以上）	就労証明書、自営業・農業・その他就労状況申告書
妊娠・出産前後８週間	母子手帳の写し（出産予定日の確認）
災害復旧	罹災証明等の写し
虐待、DV	保護命令文書の写し等
就労(月 48 時間以上～120 時間未満)	就労証明書、自営業・農業・その他就労状況申告書
継続的な求職活動	求職活動に関する申立書（３か月間の認定）
入所中の子が居る場合の育児休業中の継続利用	就労証明書（育児休業期間、復職予定日の記載必要）
就学	在学証明、学生証の写し等
病気・障がい	診断書、身障手帳等の写し
病人の看護等	介護、看護申立書
その他	内容による

④ 個人番号（ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰ）申告書兼利用同意書（該当の方のみ）
令和８年１月２日以降に伯耆町に転入した方又は令和８年１月１日現在で保護者が伯耆町外に在住の方のみ提出してください。
※申請者の個人番号カード（番号確認)、運転免許証（本人確認）等の添付が必要。

⑤ 世帯の状況に関する申立書（該当の方のみ）
母子世帯、父子世帯、障がい（児）者のいる世帯、生活保護世帯に該当する場合は提出してください。

⑥ 育児休業からの復職に係る誓約書（該当の方のみ）
育児休業終了日の１か月前から入所を希望する場合に提出してください。申込後育児休業を延長された場合は入所取消となります。

７．入所年齢について

保育所への入所（クラス）年齢は、令和９年４月１日時点の年齢となります。年度途中の誕生日で年齢が上がっても１年間はそのままです。

クラス年齢	５歳	４歳	３歳	２歳	１歳	０歳
誕生日	R3.4.2 ～ R4.4.1	R4.4.2 ～ R5.4.1	R5.4.2 ～ R6.4.1	R6.4.2 ～ R7.4.1	R7.4.2 ～ R8.4.1	R8.4.2 ～ R9.4.1
就学年	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度	R14 年度	R15 年度

年　　齢	３歳以上	３歳未満
保育認定	２号認定	３号認定

※３歳の誕生日を迎えると保育認定が切り替わりますが、保育料は４月１日時点の年齢で１年間算定されます。

８．保育の実施期間

保育の実施を希望する期間として、保育することができないと見込まれる期間を、小学校就学までの範囲内でご記入ください。また、入所後に翌年度の継続入所を希望する場合は、毎年必ず保育所入所現況届等の書類の提出と面談が必要です。

９．入所の承諾および通知について

保育所への入所は、保護者が保育認定を受けた場合で、希望の保育施設が定員に達していないときは、「入所承諾通知書」を交付します。希望の保育施設が定員に達し受入れできないときは、「入所保留通知書」を交付します。

４月１日入所児童の申込は、希望保育所が定員を超える場合には、入所選考基準に基づいて入所選考を行います。

10．退所の手続きについて

保育所を退所する場合には、事前に福祉課又は保育所へ連絡のうえ、退所日までに必ず「退所届」を提出してください。なお、手続きを怠った場合は、保育所へ行かなくなっても保育料は納めていただくことになりますので、ご注意ください。

11．注意事項

虚偽の申込みをされると、判明した時には保育の実施を解除します。

入所申込み後、または入所後に下記の状況が変わった場合は、必ず福祉課へ連絡してください。なお、保育の実施基準に該当しなくなった場合には、退所していただくことになります。

- 住所が変わったとき。（町内で転居、又は町外へ転出されるとき）
- 家庭の状況に異動があったとき。（離婚・再婚など）
- 保護者が転職・退職・就職されたとき。勤務時間や勤務場所が変わったとき。
- 下の子の出産後、育児休業を取得されるとき。
- 住民税の額等に更正・修正があったとき。（保育料が変わる場合があります。）

12．保育料について

保育料の計算は、以下の基準と、児童の年齢（７．入所年齢を参照）により決まります。

令和９年４月分 ～ 令和９年８月分	保護者（父母。父母に収入がない場合は他の主たる生計維持者）の、**令和８年度の市町村民税所得割額の合計額**
令和９年９月分 ～ 令和10年３月分	保護者（父母。父母に収入がない場合は他の主たる生計維持者）の、**令和９年度の市町村民税所得割額の合計額**

令和９年度　伯耆町利用者負担（保育料）基準額一覧

●第３子以降は無料

●３人同時入所の第１子、年収 360 万円未満相当世帯（３、４、５階層の内所得割額 57,700 円までの世帯）の第１子と同時入所の第２子の金額は次の表の金額とは異なります。※多子世帯の保育料軽減一覧参照

階層区分	定義		利用者負担（円）							
			3号認定（3歳未満）				2号認定（3歳以上）			
			保育標準時間		保育短時間		保育標準時間		保育短時間	
			第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子
第1階層	生活保護		0	0	0	0	0	0	0	0
第2階層	町民税非課税		0	0	0	0	0	0	0	0
		要保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
第3階層	町民税均等割のみ課税		7,200	2,400	4,800	1,600	0	0	0	0
		要保護世帯	3,600	0	2,400	0	0	0	0	0
第4階層	所得割課税世帯	所得割額48,600円未満	10,200	3,400	7,200	2,400	0	0	0	0
		要保護世帯	5,100	0	3,600	0	0	0	0	0
第5階層（第5－2階層含む）		所得割額48,600円以上～77,101円未満	14,200	4,730	10,400	3,460	0	0	0	0
		要保護世帯	7,100	0	5,200	0	0	0	0	0
第6階層		所得割額77,101円以上～97,000円未満	18,200	6,060	13,600	4,530	0	0	0	0
第7階層		所得割額97,000円～133,000円未満	25,200	8,400	19,200	6,400	0	0	0	0
第8階層		所得割額133,000円以上～169,000円未満	32,700	10,900	25,200	8,400	0	0	0	0
第9階層		所得割額169,000円以上 ～235,000円未満	34,200	11,400	26,400	8,800	0	0	0	0
第10階層		所得割額235,000円以上～301,000円未満	37,200	12,400	28,800	9,600	0	0	0	0
第11階層		所得割額301,000円以上～397,000円未満	38,200	12,730	29,600	9,860	0	0	0	0
第12階層		所得割課税額397,000円以上	40,200	13,400	31,200	10,400	0	0	0	0

※「要保護世帯」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している世帯、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者と同居している世帯、特別児童扶養手当、国民年金の障害基礎年金等の受給者と同居している世帯をいいます。申立書の提出が必要です。

※保育料の算定基礎となる子どもの数え方は、保護者と同じ世帯に属し、生計を一にしている子どものうち、最年長の子どもから第１子とし、生年月日順に第２子、第３子とします。（就学等で別居監護をしている子どもを含む）

※婚姻歴のないひとり親世帯については、申請に基づき税法上の寡婦（夫）控除をみなし適用して、所得割の額を計算します。

※税金には様々な控除がありますが、以下については、控除が適用されていても、保育料算出においては控除されませんのでご注意ください。

〇寄付金税額控除　〇配当控除　〇住宅借入金等特別税額控除　等の税額控除

※児童の年齢は、４月１日の年齢で年度内の保育料を決定しますので、年度の途中で誕生日を迎えて年齢が３歳になっても保育料の変更はありません。

多子世帯の保育料軽減一覧

●第２子は１／３、第３子以降は無料

●年収 360 万円未満相当世帯の負担軽減

（第２～５階層のうち、所得割額 57,700 円までの世帯）

第１子と同時入所の第２子は無料（※印）

①３人同時入所

第１子	第２子	第３子以降
１／３	１／３※	無料

第２子	第３子	第４子以降
１／３	無料	無料

②２人同時入所

第１子	第２子
全額	１／３※

第２子	第３子
１／３	無料

第３子	第４子以降
無料	無料

③１人入所

第１子
全額

第２子
１／３

第３子以降
無料

13．保育料の納付方法

●保育料納入通知書による納付
納期限は毎月末です。納付書を持参のうえ、各金融機関の窓口又は、役場会計課でお支払いください。

●口座振替による納付
・１度手続きすると、翌年度以降も自動的に継続されますので、毎年の手続きは不要です。また、ご兄弟姉妹が入所していて、すでに口座振替をお申込みの場合は、同じ口座から振替させていただきますので再度のお申込みは必要ありません。
・「口座振替依頼書」に必要事項をご記入のうえ、「預金通帳」「金融機関届出印」を持参し、下記の金融機関の窓口で口座振替の手続きをしてください。
【山陰合同銀行、鳥取銀行、米子信用金庫、鳥取西部農業協同組合、ゆうちょ銀行】
・山陰合同銀行、鳥取銀行で口座振替をする場合は、インターネットから口座振替の申請をすることができます。詳しくは、町ホームページをご確認ください。

●口座振替のしくみ

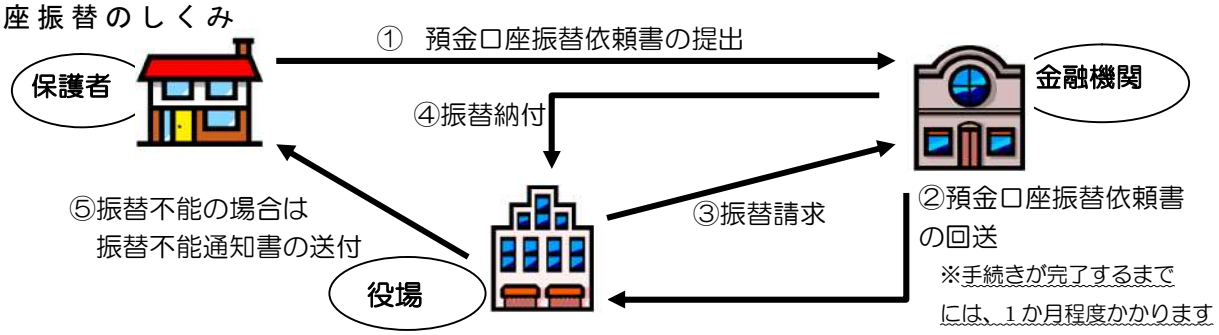

●口座振替についてのご注意
① 納期限は毎月末です。（納期限日が金融機関の休業の場合は翌営業日）毎月末にはご指定口座に振替可能な残高があることを確認してください。
② 残高不足で口座振替できなかった場合は、後日送付する「口座振替不能通知書」を使用して、金融機関の窓口か役場出納室で納付してください。
③ 「口座振替依頼書」を金融機関に提出されてから、金融機関及び役場の手続きが完了するまで、１か月程度かかります。事務手続きが完了するまでは納付書を発行しますので、金融機関の窓口か役場出納室で納付してください。

14．その他

１．延長保育について
保護者が仕事のため、通常の保育時間内にお子さんの迎えに来ることが困難な場合には、延長保育を利用できます。また、保育短時間認定の方が8時以前又は16時以降の保育を希望される場合も、延長保育扱いとなります。※利用申請必要

延長保育	月～土 18:30～19:00 **※月～土：あさひは実施しない** **※土：パルは実施しない**	月～土 ① 7:30～8:00 ② 16:00～18:30 **※土：あさひは実施しない**
保育標準時間	【保育料】1人1回あたり 第1階層： 0円 第2階層： 50円 第3階層以上： 100円	―
保育短時間		【①保育料】1人1回あたり 第1階層： 0円 第2階層： 50円 第3階層以上： 100円 【②保育料】1人1回あたり 第1階層： 0円 第2階層： 150円 第3階層以上： 300円

（例）保育短時間認定で第４階層に該当する方が、平日7:30～19：00まで利用した場合⇒①100円＋②300円＋19：00までの利用料100円＝1日500円の利用料が発生

２．休日保育について

保護者が休日に勤務することが必要で、児童を家庭で保育することが困難な世帯の就労と子育てを支援するために、休日保育を実施しています。

- ●実施保育所：こしき保育所　電話６８－２１２２
- ●実　施　日：日曜及び祝日（利用予定のない日及び年末年始を除く）
- ●実 施 時 間：午前８時～午後６時までの時間内
- ●対 象 児 童：下記の①～③を満たす児童
  - ①町内に住民登録のある概ね１歳６か月以上の児童
  - ②現に町内の保育所に入所している児童
  - ③保護者が休日に勤務するため、家庭で保育できない児童
- ●利 用 方 法：利用登録の申請が必要（申込先は役場福祉課 68-5534）
- ●利　用　料：※代替休暇を設けない場合　　（児童１人　１日当たり）

階層区分	第１階層	第２階層	第３・第４階層	第５階層以上
利 用 料	０円	500円	1,000円	2,000円

※昼食はありませんので、各自で持参してください。

３．病後児保育について

病気の回復期等にあるために集団保育が困難で、かつ、保護者が就労等によって家庭で保育できない０歳～小学校６年生までの児童（町内在住の保育所等入所児童）を対象に、下記の施設等に委託して病後児保育を行っています。

ご利用にあたっては、事前の登録が必要です。詳しくは町ホームページをご確認ください。

町ホームページはこちら
▼

施　設　①	社会福祉法人　尚徳福祉会 ベアーズデイサービスセンター
所　在　地	米子市榎原1889-6
電　　話	0859－26－5599
用　日　時	平日　8：30～17：30 土曜　8：30～15：00 （日・祝日・年末年始は休み）

施　設　②	病児保育　かるがも （博愛こども発達・在宅支援クリニック隣り）
所　在　地	米子市両三柳1880
電　　話	0859－29－1115
利用日時	平日　8：30～17：30 （土・日・祝日・年末年始は休み）

施　設　③	病児保育室　ペンギンハウス （医療法人ﾌｧﾐﾘｰｸﾘﾆｯｸ せぐち小児科　内）
所　在　地	米子市西福原9丁目 16番26号
電　　話	0859－38－0780
利用日時	平日　8：30～17：30 木曜　8：30～12：30 土曜　8：30～17：00 （日・祝日・年末年始は休み）

施　設　④	日野病院
所　在　地	日野郡日野町野田332番地
電　　話	0859－72－0351
利用日時	平日　8：30～17：15 （日・祝日、8月14日･15日、 年末年始は休み）

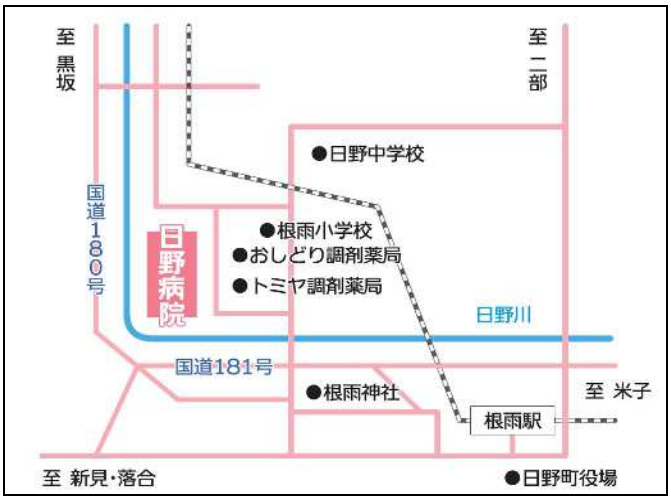

●利用料

世帯状況によって、利用料が異なります。

(B)・(C)の世帯の方は、役場での手続きをすると、この利用料になります。手続きをしない場合は、(D)の利用料です。

世帯	利用料
（A）生活保護世帯	0円
（B）市町村民税非課税世帯であり、かつ母子・父子家庭の世帯	0円
（C）町民税非課税世帯	500円
（D）その他の世帯	1,000円